

中央労働基準協会支部 講習会開催予定〔令和4年9月～令和5年3月〕

令和4年8月22日現在

講習名	月 日	受講費〔内〕 (受講料+テキスト代+税込)	9月			10月			11月			12月			令和5年		
			1月	2月	3月	1月	2月	3月	1月	2月	3月	1月	2月	3月			
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	23,210	満席			満席											22~24日
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	15,180			満席				15-16日								21-22日
	石綿作業主任者技能講習	15,180	満席			満席							19-20日				9-10日
教特別	第2種酸素欠乏危険作業特別教育	9,810															27日
法定講習等	安全衛生推進者養成講習	14,630				27-28日											9-10日
	衛生推進者養成講習	9,900		20日				18日				16日					2日
	安全管理者選任時研修	(会員)10,500 (非会員)12,500		5-6日				7-8日				24-25日					6-7日
	リスクアセスメント担当者研修	(会員)10,500 (非会員)12,500															7日
受験準備講習	衛生管理者試験受験準備講習	第1種3日					5-7日						7-9日				15-17日
		第2種2日					5-6日						7-8日				15-16日
		特例第1種1日					7日						9日				17日
その他安全衛生講習	総括安全衛生管理者講習	(会員)10,400 (非会員)12,400						21日									
	新たに選任された衛生管理者のためのセミナー(日程未定)	無料 【しおり代、715円】															
	初級衛生管理者実務講座(未定)	(会員)4,320 (非会員)6,320															
人事労務講習等	年金講座【2回セット】	(会員)7,650 (非会員)10,650											5日 12日				
	労働基準法等実務講座【2回セット】	(会員)8,200 (非会員)11,200						15日 22日									
	社会保険【健保・年金】実務講座【2回セット】	(会員)7,760 (非会員)10,760					4日 11日										
	女性関連セミナー(未定)	無料															
大会等	中央健康推進大会(予定:銀座プロッサム)			15日													

※講習等の日程及び内容にしましては、変更になる場合がございますので、ご了承ください。(その他安全衛生・人事労務講習等は、一部【案】を含みます。)
 ※講習会場は、原則、中労基協ビル4階ホールです。(大会等は、除く。)
 ※受講料、テキスト代は消費税を含んだ金額となっております。テキスト代は改訂により変更となる場合があります。
 ※会員とは、東基連本部・支部(中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)会員をいいます。

厚生労働省からのお知らせ

9月は健康増進普及月間です

統一標語

『1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命の延伸～』

生活習慣病の特性や運動・食事・禁煙など個人の生活習慣の改善の重要性についての国民一人ひとりの理解を深め、さらにその健康づくりの実践を促進するため、毎年9月1日から30日までの1か月間を『健康増進普及月間』と定め、統一標語を策定し啓発普及活動を全国的に行います。

この期間中、自治体・行政機関などでは新聞等報道機関の協力を得て広報活動を行うほか、講演会やシンポジウム、フォーラムなどが開催されます。

各自治体等の取組は厚生労働省HPに掲載されております。

事業場の皆様、この機会に健康経営に取り組まれてはいかがでしょうか。

詳細は下記HPをご覧ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26291.html



中央労基協 Report 令和4年9月

令和3年度における過労死等の労災補償状況

中央労働基準監督署

令和3年度における過労死等(脳・心臓疾患及び精神障害等事案)に係る労災請求・認定件数を以下のとおり取りまとめました。

1 脳・心臓疾患等の労災補償状況

(件)

区分		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
脳・心臓疾患	全国	請求	936	784	753
		認定	216	194	172
	東京局	請求	160	109	121
		認定	20	27	20
	中央署	請求	39	24	31
		認定	7	1	8

中央署においては、請求件数、認定件数ともに増加

- ・請求件数は31件であり、前年度に比べ7件増
- ・認定件数は8件であり、前年度に比べ7件増

2 精神障害等の労災補償状況

(件)

区分		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
精神障害等 自殺は()内数	全国	請求	2060(202)	2051(155)	2346(171)
		認定	509(88)	608(81)	629(79)
	東京局	請求	363(28)	421(25)	497(28)
		認定	84(10)	93(11)	106(17)
	中央署	請求	81(12)	91(9)	117(8)
		認定	9(1)	17(3)	17(3)

中央署においては、請求件数は増加(内、自殺は減少)、認定件数は前年度同数

- ・請求件数は117件であり、前年度に比べ26件増、内、自殺は8件であり、前年度に比べ1件減
- ・認定件数は17件であり、前年度と同数、内、自殺は3件であり、前年度と同数

3 中央署においては、過労死等の防止に向けて、過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルズ対策等を積極的に推進することとしています。

発行所 公益社団法人 東京労働基準協会連合会(略称:(公社)東基連) 中央労働基準協会支部

〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です！

9月の月間中は労働安全衛生法に基づく一般健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取及びその意見を踏まえた就業上の措置の実施の徹底を改めてお願いいたします。

●健康診断結果報告書の提出について

(結果報告の提出はお済みですか、確認して下さい)

労働安全衛生法に基づき、事業者は労働者に対して、健康診断を実施し、その結果を遅滞なく所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。

また、じん肺法に基づく12月31日現在におけるじん肺健康管理の実施状況は、翌年2月末日までに所轄労働基準監督署長を経由して所轄労働局長への報告が必要です。

加えて、各種指針に基づく特殊健康診断についても、実施後その結果を提出していただくことになっています。

健康診断結果報告書等は次のとおりです。(提出部数は1部ですが、事業場控えが必要な場合には報告書コピーを併せて提出してください。)

各種健康診断等結果報告	様式番号	各種健康診断等結果報告	様式番号
定期健康診断結果報告書(50名以上の労働者を使用する事業場)	安衛則様式第6号	特定化学物質等健康診断結果報告書	特化則様式第3号
有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書(RO4.10.01施行)	安衛則様式第6号の2		
有機溶剤等健康診断結果報告書	有機則様式第3号の2	鉛健康診断結果報告書	鉛則様式第3号
四アルキル鉛健康診断結果報告書	四アルキル則様式第3号	高気圧業務健康診断結果報告書	高圧則様式第2号
電離放射線健康診断結果報告書	電離則様式第2号	石棉健康診断結果報告書	石棉則様式第3号
じん肺健康管理実施状況報告 (令和4年にじん肺健康診断を実施しない場合でも、2月末日までに業務状況等の報告が必要になります。)	じん肺則様式8号	指導勧奨による特殊健康診断結果報告書	(様式番号はありません)

※ 報告用紙は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

厚生労働省トップページ <http://www.mhlw.go.jp/> →テーマ別に探す
→雇用・労働の労働基準 →リーフレット等一覧の主要様式ダウンロードコーナー
→安全衛生関係主要様式→各種健康診断結果報告書

※ 労働安全衛生規則の一部が改正されて、現行の定期健康診断結果報告書から歯科健康診断に係る記載欄が削除されて、新たに「有害業務に係る歯科健康診断結果報告書」が作成されます。令和4年10月1日より施行されます。

労働判例・政策セミナーのご案内

全国労働関係団体連合会では厚生労働省の受託事業として上記セミナーを無料で開催しております。9月に第2回セミナーを行いますので興味のある方は是非お申込みください。

日時：令和4年9月8日(木) 13時30分～16時30分まで

会場：中野サンプラザ研修室5+6

定員：会場開催60名 ライブ配信400名

内容：最近の企業の人事労務管理、労働者の意識の変化と働きやすい職場の実現

新型コロナウイルスの感染拡大等を受け、企業は在宅勤務・テレワークの拡大を図るなど新たな対応をとる一方、労働者の仕事に対する意識も近年大きく変化してきています。こうした変化により企業内では様々なトラブルが生じ、個別労働紛争の増加につながるケースもみられます。

本セミナーでは、企業の労働問題に詳しい弁護士から、コロナ後の企業の人事労務管理上の注目すべき変化を、「配置転換」、「労働時間管理」、「雇用形態」、「職場環境」といった観点からご報告いただき、トラブルのない働きやすい職場を実現するため、企業、労働組合がとるべき対応を検討します。

講師：問題提起-コーディネーター 水町 勇一郎 東京大学社会科学研究所教授

報告者-パネリスト 佐々木 亮 弁護士(旬報法律事務所)
吉野 公浩 弁護士(石寄・山中総合法律事務所)

詳細及び申し込みはこちらから <https://zenkiren.com/jutaku/tabid274.html>



全国労働衛生週間用品販売のお知らせ

本年度で73回を迎える全国労働衛生週間は

「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」

をスローガンとし、9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間として展開されます。当支部におきましても、用品の販売を実施しております。ご希望の方は別紙申込書にて、FAXにてお申込下さるようお願いいたします。

なお、今年度の中央健康推進大会はコロナ感染拡大防止のため定員を制限して行う予定です。各事業場の皆様、ポスター等の掲示等にて取組を実施していただきますようお願いいたします。



<https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/taikai.html#eisei>

ところで、●健康診断結果をどのように活用していますか。

健康診断は受けただけでは意味がありません。健康診断の目的は病気の早期発見だけでなく、健康状態を継続的に把握し日頃の生活習慣を改善に活かすことにあります。

事業者は次の取組みが必要です

1. 健康診断の結果、異常所見がある方に医師の意見を勘案し必要があるときは作業の転換、労働時間の短縮等の就業上の措置を実施すること。
2. 定期健康診断の結果を働く方へ通知すること。
3. 定期健康診断の結果に基づいて、医師や保健師による栄養指導、運動等の保健指導を行い、働く方も保健指導を利用すること。
4. 働く方に対し栄養指導、運動等に取り組むよう健康教育、健康相談を実施し、働く方もこれを利用すること。

●心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書の提出について

ストレスチェック制度は、労働者自身のストレスへの気付きを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることにより、労働者がメンタルヘルス不調になることを防止するためです。ストレスチェックは労働者 50 人以上の規模の事業場は年に 1 回、医師等による実施を義務としています。（労働者 50 人未満の事業場は当分の間は努力義務としています。）

結果報告書の提出時期は、各事業場における事業年度の終了後となっており、事業場で年度の終了を設定して構いませんので必ず提出してください。

心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書につきまして、安全衛生関係主要様式からダウンロードできます。

令和 4 年度全国労働衛生週間が実施されます

令和 4 年度全国労働衛生週間スローガン

「 あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場 」

厚生労働省は、10 月 1 日（土）から 7 日（金）まで、令和 4 年度「全国労働衛生週間」を実施します。全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和 25 年から毎年実施しており、今年で 73 回目になります。毎年 9 月 1 日から 30 日までを準備期間、10 月 1 日から 7 日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みを展開します。

全国労働衛生週間を活用し、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策の推進、事業場で留意すべき「取組の 5 つのポイント」をはじめ職場における新型コロナウイルス感染症の予防対策の推進、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援をサポートする仕組みを整備します。また、化学物質対策では、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則などの関係法令に基づく取り組みの徹底を図るとともに、各事業場におけるリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施を促進していきます。

※令和 4 年度全国労働衛生週間実施要綱については、厚生労働省ホームページをご参照ください。

◆令和4年度雇用保険料率の変更にご注意ください◆

令和4年度の雇用保険料率は、令和4年4月より変更されましたが、令和4年10月から「労働者負担・事業主負担の保険料率」が変更となります。年度途中からの変更となりますので、ご注意ください。

令和4年度雇用保険料率のご案内

- ◆ 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月30日に国会で成立しました。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
 - ・ 令和4年4月から、事業主負担の保険料率が変更になります。
 - ・ 令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。
 - ・ 年度の途中から保険料率が変更となりますので、ご注意ください。

<令和4年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

○令和4年4月1日 ~ 令和4年9月30日

事業の種類	負担者		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担			
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
(3年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000
(3年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000
(3年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

○令和4年10月1日 ~ 令和5年3月31日

事業の種類	負担者		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担			
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL040330保01